

神戸市立工業高等専門学校聴講生規則

2023年4月1日

規則第151号

(目的)

第1条 この規則は、神戸市立工業高等専門学校学則（2023年4月学則第1号）第49条第2項の規定に基づき、聴講生について必要な事項を定めることを目的とする。

(科目等履修生規程の準用)

第2条 神戸市立工業高等専門学校科目等履修生規則（2023年4月規則第151号）第2条から第7条まで、第9条及び第10条の規定は、聴講生について準用する。この場合において、同規則第3条第1項第1号中「科目等履修生入学願書」とあるのは「聴講生入学願書」と、第6条中「履修期間」とあるのは「聴講期間」と、第9条中「単位修得証明書（単位を修得できなかった場合は、履修証明書）」とあるのは「聴講証明書」と読み替えるものとする。

(改廃)

第3条 この規則の改廃については、神戸市立工業高等専門学校入試委員会で協議する。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。